

四日市市食肉地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第17号

四日市市食肉地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

四日市市食肉地方卸売市場業務条例（昭和47年四日市市条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前										
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）及び三重県卸売市場条例（<u>令和元年三重県条例第14号</u>。以下「県条例」という。）に基づき、四日市市が開設する食肉地方卸売市場（以下「市場」という。）の業務の運営、施設の管理その他必要な事項について定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、肉類等の取引の適正化とその流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）及び三重県卸売市場条例（<u>平成12年三重県条例第20号</u>。以下「県条例」という。）に基づき、四日市市が開設する食肉地方卸売市場（以下「市場」という。）の業務の運営、施設の管理その他必要な事項について定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、肉類等の取引の適正化とその流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資することを目的とする。</p>										
<p>(市場の名称及び位置)</p>	<p>(市場の名称、<u>位置及び面積</u>)</p>										
<p>第2条 市場の名称<u>及び位置</u>は、次のとおりとする。</p>	<p>第2条 市場の名称、<u>位置及び面積</u>は次のとおりとする。</p>										
<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="204 1798 509 1854">名称</th><th data-bbox="509 1798 821 1854">位置</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="204 1854 509 1975">四日市市食肉地方卸売市場</td><td data-bbox="509 1854 821 1975">四日市市新正四丁目19番3号</td></tr></tbody></table>	名称	位置	四日市市食肉地方卸売市場	四日市市新正四丁目19番3号	<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="849 1798 1062 1854">名称</th><th data-bbox="1062 1798 1289 1854">位置</th><th data-bbox="1289 1798 1466 1854">面積</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="849 1854 1062 2027">四日市市食肉地方卸売市場</td><td data-bbox="1062 1854 1289 2027">四日市市新正四丁目19番3号</td><td data-bbox="1289 1854 1466 2027"><u>10,759.0</u> 6平方メ</td></tr></tbody></table>	名称	位置	面積	四日市市食肉地方卸売市場	四日市市新正四丁目19番3号	<u>10,759.0</u> 6平方メ
名称	位置										
四日市市食肉地方卸売市場	四日市市新正四丁目19番3号										
名称	位置	面積									
四日市市食肉地方卸売市場	四日市市新正四丁目19番3号	<u>10,759.0</u> 6平方メ									

(市場の業務の基本原則)

第3条の2 開設者は、市場の業務の運営に関し、出荷者、買受人その他の卸売市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(開場の時間)

第5条 (略)

2 卸売業者（第6条の2の規定により市長の許可を受けて市場において卸売の業務を行う者をいう。以下同じ。）の行う卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻は、前項の開場の時間の範囲内で市長が定める。

(卸売業務の許可)

第6条の2 卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(許可の基準)

第6条の3 市長は、前条の規定により卸売業務の許可を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の許可をしないものとする。  
(1) 法人でないとき。

(開場の時間)

第5条 (略)

2 卸売業者（法第58条第1項の規定により三重県知事の許可を受けて市場において卸売の業務を行う者をいう。以下同じ。）の行う卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻は、前項の開場の時間の範囲内で市長が定める。

(2) 申請者である法人又はその業務を執行する役員が、禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、若しくはその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であるとき。

(3) 第6条の5の規定により許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であるとき。

(4) 申請者である法人の業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 破産者で復権を得ない者

ロ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

(5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

(6) 事業活動について暴力団員等により支配を受けていると認められるとき。

(7) 地方卸売市場における卸売の業務を公正かつ適確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有する者でないと認められるとき。

(卸売業務の変更等の届出)

第6条の4 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(1) 卸売の業務を休止し、又は再開したとき。

(2) 名称又は主たる事務所の所在地に変更があったとき。

2 卸売業者が解散したときは、当該卸売業者の清算人は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(卸売業務の許可の取消し)

第6条の5 市長は、卸売業者が第6条の3第2号若しくは第4号から第6号までのいずれかに該当することとなったとき又はその業務を遂行することができない資力及び信用を有しなくなつたと認めるときは、第6条の2の許可を取り消すものとする。

2 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の2の許可を取り消すことができる。

(1) 第6条の2の許可の通知を受けた日から1箇月以内に次条第1項の保証金を預託しないとき。

(2) 第6条の2の許可の通知を受けた日から1箇月以内にその業務を開始しないとき。

(3) 引き続き1箇月以上その業務を休止したとき。

(4) その業務を遂行しないとき。

3 市長は、前項の処分をしようとするときは、当該処分の相手方に対し、相当な期間を置いたうえで、期日、場所及び処分の原因となった理由を通知して、その者又はその代理人が証拠を提示し、意見を陳述する機会を与えるものとする。

4 前項の規定による処分の審理は、公開により行われなければならない。

(保証金の預託)

第7条 卸売業者は、第6条の2の規定に基づき、市長の許可を受けた日から1箇月以内に保証金を市長に預託しなければならない。

2 (略)

(せり人)

第12条 卸売業者が市場において行う卸売のためのせり人は、三重県卸売市場条例施行規則（令和元年三重県規則第34号。以下「県規則」という。）第8条第2項に規定する資格を有する者でなければならない。

2 (略)

3 (略)

4 (略)

(買受人の承認)

第13条 (略)

(保証金の預託)

第7条 卸売業者は、法第58条第1項の規定に基づき、三重県知事の許可を受けた日から1箇月以内に保証金を市長に預託しなければならない。

2 (略)

(せり人)

第12条 卸売業者が市場において行う卸売のためのせり人は、県条例第39条第1項に規定する資格を有する者でなければならない。

2 (略)

3 せり人は、せりに従事するときは、記章を着用しなければならない。

4 (略)

5 (略)

(買受人の承認)

第13条 (略)

2 (略)

3 市長は、第1項の承認を受けようとする者が卸売の相手方として必要な知識、資力又は信用を有しない者であると認めるときは、同項の承認をしないものとする。

(買受人の承認の取消し等)

第16条 (略)

2 市長は、買受人が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その市場における売買取引の全部又は一部を制限することができる。

(1)から(3)まで (略)

(4) 正当な理由なく引き続き3箇月以上休業したとき。

3 (略)

第17条 削除

(関連事業者の設置)

第19条 (略)

2 (略)

3 市長は、第1項の承認を受けようとする者が、その業務を的確に遂行するために必要な知識、資力又は信用を有

2 (略)

3 市長は、第1項の承認を受けようとする者が卸売の相手方として必要な知識及び資力信用を有しない者であると認めるときは、同項の承認をしないものとする。

(買受人の承認の取消し等)

第16条 (略)

2 市長は、買受人が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その市場における売買取引の全部又は一部を制限することができる。

(1)から(3)まで (略)

(4) 正当な理由なく引き続き3月以上休業したとき。

3 (略)

(買受人章)

第17条 市長は、買受人を承認したときは、買受人章を交付するものとする。

2 買受人は、前項に規定する買受人章を市場内において常に着用しなければならない。

(関連事業者の設置)

第19条 (略)

2 (略)

3 市長は、第1項の承認を受けようとする者が、その業務を的確に遂行するために必要な知識及び資力信用を有し

しない者であると認めるときは、同項の承認をしないものとする。

#### 4 (略)

(卸売の相手方の制限)

第31条 卸売業者は、市場における卸売業務において買受人以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)及び(2) (略)

(3) 卸売業者が、農業者等（農業者又は農業者を構成員とする農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人（これらの者の出資又は拠出に係る法人で農業の振興を図ることを目的とするものを含む。）をいう。）及び食品製造業者等（生鮮食料品等を原料又は材料として使用し、製造、加工又は販売の事業を行う者をいう。）との間においてあらかじめ締結した新商品の開発に必要な国内産の農畜産物の供給に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合であって、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。

イ 当該契約において卸売の対象となる肉類及びその加工品の品目、数量の上限、卸売の実施期間（1箇月以上1年未満のものに限る。）が定められていること。

ない者であると認めるときは、同項の承認をしないものとする。

#### 4 (略)

(卸売の相手方の制限)

第31条 卸売業者は、市場における卸売業務において買受人以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)及び(2) (略)

(3) 卸売業者が、農業者等（農業者又は農業者を構成員とする農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人（これらの者の出資又は拠出に係る法人で農業の振興を図ることを目的とするものを含む。）をいう。）及び食品製造業者等（生鮮食料品等を原料又は材料として使用し、製造、加工又は販売の事業を行う者をいう。）との間においてあらかじめ締結した新商品の開発に必要な国内産の農畜産物の供給に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合であって、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。

イ 当該契約において卸売の対象と成る肉類及びその加工品の品目、数量の上限、卸売の実施期間（1箇月以上1年未満のものに限る。）が定められていること。

ロ (略)

2 及び 3 (略)

(売買取引の条件の公表)

第 3 2 条の 2 卸売業者は、次に掲げる事項について、市場内に掲示する等適切な方法により公表しなければならない。

(1) 営業日及び営業時間

(2) 取扱品目

(3) 生鮮食料品等の引渡しの方法

(4) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額

(5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法

(6) 奨励金等の種類、内容及びその額(その交付の基準を含む。)

(卸売物品の引取り)

第 3 5 条 (略)

2 (略)

3 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格(せり売、入札又は相対取引(いわゆる「定価売り」を含む。以下同じ。))に係る価格に消費税額及び地方消費税額(以下「消費税額等」という。)に相当する金額を上乗せした価格をいう。以下同じ。)が第 1 項の買受人に対する卸売価格より低いときは、その差額を同項の買受人に請求す

ロ (略)

2 及び 3 (略)

(卸売物品の引取り)

第 3 5 条 (略)

2 (略)

3 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格(せり売、入札又は相対取引(いわゆる「定価売り」を含む。以下同じ。))に係る価格にその 1 0 0 分の 8に相当する金額を上乗せした価格をいう。以下同じ。)が第 1 項の買受人に対する卸売価格より低いときは、その差額を同項の買受人に請求することができる。



ることができる。

(卸売予定数量等の報告及び公表)

第38条 卸売業者は、毎開場日、次の各号に掲げる物品について、品目別の数量を市長に報告するとともに、市場内に掲示する等適切な方法により公表しなければならない。

(1)から(4)まで (略)

2 卸売業者は、毎開場日に次に掲げる物品の品目別の数量及び卸売金額(せり売、入札又は価格相対取引に係る価格に消費税額等に相当する金額を上乗せした金額をいう。以下同じ。)を市長に報告するとともに、市場内に掲示する等適切な方法により公表しなければならない。

(1)から(4)まで (略)

3 (略)

4 卸売業者は、毎月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等の種類ごとの交付額を、翌月の15日までに市場内に掲示する等適切な方法により公表しなければならない。

5 卸売業者は、県規則第10条の規定に基づき事業報告書を市長に提出するとともに、当該事業報告書について閲覧の申出があった場合には、卸売市場法施行規則(昭和46年農林省令第52号)第21条第4項の各号に掲げる正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(卸売予定数量等の報告)

第38条 卸売業者は、毎開場日、次の各号に掲げる物品について、品目別の数量を市長に報告しなければならない。

(1)から(4)まで (略)

2 卸売業者は、毎開場日に次に掲げる物品の品目別の数量及び卸売金額(せり売、入札又は価格相対取引に係る価格にその100分の8に相当する金額を上乗せした金額をいう。以下同じ。)を市長に報告しなければならない。

(1)から(4)まで (略)

3 (略)

(卸売予定数量等の公表)

第39条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、速やかに、主要な品目の数量を市場内に掲示する等適切な方法により公表するものとする。

2 市長は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その日に卸売をされた物品の主要品目の数量並びに等級別高値、中値及び安値に区分した卸売価格を市場内に掲示する等適切な方法により公表するものとする。

(仕切金及び送金)

第40条 卸売業者は、委託物品を販売したときは、委託者に対してその卸売をした日の翌日までに、当該卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売、入札又は相対取引に係る価格をいう。以下本条において同じ。）、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の消費税額等に相当する金額（当該委託者の責めに帰すべき理由により第44条の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額及び当該合計額の消費税額等に相当する金額）、控除すべき次条で規定する委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費

(卸売予定数量等の公表)

第39条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、速やかに、主要な品目の数量を市場内に掲示するものとする。

2 市長は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、その日に卸売をされた物品の主要品目の数量並びに等級別高値、中値及び安値に区分した卸売価格を公表するものとする。

(仕切金及び送金)

第40条 卸売業者は、委託物品を販売したときは、委託者に対してその卸売をした日の翌日までに、当該卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売、入札又は相対取引に係る価格をいう。以下本条において同じ。）、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の100分の8に相当する金額（当該委託者の責めに帰すべき理由により第44条の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額及び当該合計額の100分の8に相当する金額）、控除すべき次条で規定する委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる

用の項目と金額（消費税額等を含む。）並びに差引仕切金額（以下「売買仕切金」という。）を明記した売買仕切書を送付するとともに、売買仕切金を送金しなければならない。ただし、特約のある場合はこの限りでない。

（買受代金の支払義務）

第43条 買受人は、卸売業者から買い受けた物品の代金（買い受けた額に消費税額等に相当する額を加えた額とする。）は、買受けの翌日までに支払わなければならない。ただし、特約のある場合はこの限りでない。

2及び3 （略）

（卸売代金変更の禁止）

第44条 卸売業者は、市長が正当な理由があると認めるときでなければ、卸売をした物品の卸売代金（単価と数量の積の合計額及び当該合計額の消費税額等に相当する金額をいう。以下同じ。）の額を変更してはならない。

（卸売業者の責務）

第48条 卸売業者は、卸売の業務にかかる施設ごとに取扱品目、設定温度（温度管理を行う施設に限る。）及び品質管理の責任者を定め、市長に届け出なければならない。

2及び3 （略）

費用の項目と金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）並びに差引仕切金額（以下「売買仕切金」という。）を明記した売買仕切書を送付するとともに、売買仕切金を送金しなければならない。ただし、特約のある場合はこの限りでない。

（買受代金の支払義務）

第43条 買受人は、卸売業者から買い受けた物品の代金（買い受けた額にその100分の8に相当する額を加えた額とする。）は、買受けの翌日までに支払わなければならない。ただし、特約のある場合はこの限りでない。

2及び3 （略）

（卸売代金変更の禁止）

第44条 卸売業者は、市長が正当な理由があると認めるときでなければ、卸売をした物品の卸売代金（単価と数量の積の合計額及び当該合計額の100分の8に相当する金額をいう。以下同じ。）の額を変更してはならない。

（卸売業者の責務）

第48条 卸売業者は、卸売りの業務にかかる施設ごとに取扱品目、設定温度（温度管理を行う施設に限る。）及び品質管理の責任者を定め、市長に届け出なければならない。

2及び3 （略）

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和2年6月21日（以下「施行日」という。）から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の四日市市食肉地方卸売市場業務条例（以下「新条例」という。）第6条の2の規定に基づく許可を受けようとする者は、施行日前においても、その許可の申請をすることができる。
- 3 市長は、前項の規定により許可の申請があった場合には、施行日前においても、新条例第6条の2及び第6条の3の規定の例により、その許可をすることができる。この場合において、その許可を受けた者は、施行日において新条例第6条の2の規定に基づく許可を受けたものとみなす。
- 4 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の四日市市食肉地方卸売市場業務条例第7条第1項の規定により預託している保証金は、新条例第7条第1項の規定により預託する保証金に充当することができる。
- 5 新条例第6条の2の規定に基づく許可を受けた者（以下「許可を受けた者」という。）については、新条例第7条第2項の規定は、施行日から起算して1箇月間は、適用しない。この場合において、当該許可を受けた者が新条例第7条第1項に規定する期間内に保証金の預託をしないときには、市長は、その者に対する新条例第6条の2の規定に基づく許可を取り消すものとする。
- 6 施行日前にこの条例による改正前の四日市市食肉地方卸売市場業務条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（商工農水部農水振興課）